

＊北海道公報

目次

発行 北海道（総務部法制文書課）
電話 011-231-4111（内線 22-271）
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント（株）

ページ

告 示

- 特定非営利活動法人設立の認証の申請 一五九（生活振興課）
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 一六〇（土地改良指導課）
- 土地改良区の定款の変更の認可 一六一（土地改良指導課）
- 土地改良区の解散による清算人の就任の届出 一六一（土地改良指導課）
- 土地改良区連合の定款の変更の認可 一六一（土地改良指導課）
- 道営土地改良事業計画の決定 一六一（土地改良指導課）
- 道営土地改良事業変更計画の決定 一六一（土地改良指導課）
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定 一六二（治山課）
- 山村振興法による市町村道の代行工事の開始 一六四（道路計画課）
- 道路の区域の変更 一六四（道路整備課）
- 道路の区域の変更及び供用の開始（三件） 一六四（道路整備課）
- 公有水面の埋立ての免許 一六五（砂防災害課）
- 市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧 一六八（都市計画課）
- 市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧 一六八（都市計画課）
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可 一六九（都市環境課）
- 都市計画事業の認可 一六九（公園下水道課）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 一七一（公園下水道課）
- 過疎地域活性化特別措置法による市町村公共下水道の代行業業の一部完了 一七二（公園下水道課）
- 過疎地域活性化特別措置法による市町村公共下水道の代行業業の完了 一七三（公園下水道課）
- 平成十三年度水産業改良普及員資格試験の実施 一七三（水産林務部企画調整課）
- 道開拓記念館告示 一七五
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 一七五
- 道企業局告示 一七五
- 北海道企業局工業用水道料金の収納事務の委託 一七五
- 道教育庁渡島教育局告示 一七五

- 一般競争入札（物品の賃借）の資格に関する公示 一七五
- 一般競争入札（物品の賃借）の実施 一七六
- 道選挙管理委員会告示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 一七七
- 個人演説会等の施設の指定の一部改正 一七八

道警察本部告示

- 一般競争入札に係る資格に関する公示 一七八
- 一般競争入札の実施に関する公告 一七九

檜山海区漁業調整委員会公告

- 北海道情報公開条例の施行に関する檜山海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程 一八〇

根室海区漁業調整委員会公告

- 北海道情報公開条例の施行に関する根室海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程 一八五

告 示

北海道告示第766号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成13年4月24日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 申 請 の あ っ た 年 月 日 平成13年3月26日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道・花ネットワーク
- (3) 代 表 者 の 氏 名 上田 陽三
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南1条西5丁目17番2号
プレイデント松井ビル10階
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、北海道における花づくり活動を支援し、そのネットワークを図ることで、個性豊かな潤いのあるまちづくりの進展と地域の活性化に寄与し、次世代に豊かな生活環境の北海道を引き継ぐことを目的とする。

- 2(1) 申 請 の あ っ た 年 月 日 平成13年4月4日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道新エネルギー普及促進協会

(3) 代 表 者 の 氏 名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	大友 詔雄 札幌市中央区北3条西7丁目1番地
	この法人は、北海道における新エネルギー、ローカルエネルギー及び省エネルギーの普及促進に関する事業等を行い、もって環境保全に寄与することを目的とする。
	平成13年4月5日 シーズ・ネット 岩見 太市 札幌市中央区南6条西13丁目4番35号 札幌ケアセンタービル
	この法人は、豊かな高齢社会づくりに不可欠な高齢者自身の主体的な生き方を指すための活動として、「仲間づくり」と「役割づくり」をキーワードにしたグループづくりとネットワークづくり、拠点づくりを中心とした事業を行い、安心した老後人生の新たな価値観を自らのパワーで作り出すことができるよう、豊かな高齢社会の推進に寄与することを目的とする。
	平成13年4月5日 北海道田園生態系保全機構 坂本 共市 札幌市北区北7条西6丁目2番地5 NDビル内
(3) 代 表 者 の 氏 名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	申請のあった年月日 平成13年4月6日
	特定非営利活動法人の名称 エプロンスポーツたみ
	代表者の氏名 川村 彰
	申請のあった年月日 平成13年4月6日
	特定非営利活動法人の名称 エプロンスポーツたみ
(3) 代 表 者 の 氏 名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	申請のあった年月日 平成13年4月5日
	特定非営利活動法人の名称 留萌体育協会 山田 允 留萌市見晴町2丁目2番地3
	この法人は、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進め、他のスポーツ団体と連携し、スポーツの普及にむけての生活・社会環境の形成に寄与することを目的とする。
	平成13年4月10日 北方菌類フォーラム 竹橋 誠司 札幌市手稲区金山1条3丁目10番3号
	この法人は、北海道および返還後の北方4島に発生する菌類（主にキノコ類）の生態研究や発生状況を観察記録することを通じ、自然リサイクルシステムにおけるコーディネーターとして菌類が果たす分解と共生の役割についての啓蒙活動事業を行うことによって、そこに住む人々にとって貴重な自然環境の保全に寄与することを目的とする。
北海道告示第767号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員就任及び退任の届出があった。 平成13年4月24日 江部乙土地改良区 就任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所 北海道知事 堀 達 也	

平成13. 4. 5 理事 東 藤 義 信 滝川市江部乙町1461番地

門別町土地改良区

退任年月日 理事・監事の別氏 名 住 所

平成13. 3. 31 理 事 島 瀬 順 一 沙流郡門別町字庫富267番地の1

同 同 同 清水 稔 同 字美原21番地6

同 同 同 同 藤 優 信 同 字美原83番地1

同 監 事 島 田 宏 同 字豊郷844番地

北海道告示第 768 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年4月24日

北海道知事 堀 達 也

認可年月日 土地改良区名

平成13. 4. 11 江差土地改良区

同 13. 4. 12 蘭越土地改良区

同 士別土地改良区

同 上士別土地改良区

同 士別川土地改良区

同 東和土地改良区

北海道告示第 769 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人本別町土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があった。

平成13年4月24日

北海道知事 堀 達 也

就任年月日 氏 名 住 所

平成13. 4. 5 条 田 達 一 中川郡本別町朝日町12番地1

同 同 高 橋 正 夫 同 共栄9番地13

同 同 星 崎 弘 弘 同 南4丁目1番地57

同 同 藤 行 夫 同 西美里別182番地1

同 同 加 藤 晴 康 同 仙美里463番地3

同 同 福 田 信 義 同 美蘭別486番地1

同 同 三 田 宣 男 同 勇足元町2番地31

同 山 田 英 雄 同 西勇足129番地

同 同 内 田 基 一 同 西美里別483番地3

同 同 山 田 静 夫 同 美里別617番地1

北海道告示第 770 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、平成13年4月11日、夕張川水系土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成13年4月24日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 771 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成13年4月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月24日

北海道知事 堀 達 也

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所

栄 ぼ場整備 [担い手育成型]（農業用排水、暗きよ、北海道空知支庁
ぼ場整備）

赤 川 第 2 土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、同
暗きよ、区画整理）

北海道告示第 772 号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年4月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月24日

北海道知事 堀 達 也

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所

西長沼第2 土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、北海道空知支庁
暗きよ、農道、区画整理）

優 勢 第 2 土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、同
暗きよ、農道）

至 誠 第 2 土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、同
暗きよ、農道）

桜 田 西 農免農道整備 北海道釧路支庁
北 平 系 同 北海道根室支庁

北海道告示第 773 号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年4月24日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）場所 (2) 指 定 の 目 的 干害の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。）	(3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 生田原町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び生田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）
6(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡生田原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 生田原町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び生田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）	8(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡生田原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）場所 (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び生田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）
7(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡生田原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）場所 (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養	9(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡生田原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）場所 (2) 指 定 の 目 的 干害の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 生田原町（国有林。次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び生田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

10(1) 保安林予定森林の所在 紋別郡生田原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(フ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

生田原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び生田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 774 号
山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成13年 4 月24日			
1 路 線 名	平取町道川向紫雲古津線	北海道知事	堀 達 也
2 工 事 区 間	沙流郡平取町字川向10 - 2 地先から 沙流郡平取町字紫雲古津241 - 2 地先まで		
3 工 事 の 種 類	改築		
4 工 事 開 始 の 日	平成13年 5 月10日		

北海道告示第 775 号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 4 月24日				
1 道路の種類	道道	北海道知事	堀 達 也	
2 路 線 名	東瓜幕芽室線			
3 道路の区域				
区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
河東郡音更町字南中音更北 1線2番29地先から河東郡 音更町字南中音更北1線1 番3地先まで	前 後	16.39mから 25.91mまで 18.76mから 31.43mまで	643.07m 643.07m	— —

北海道告示第 776 号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 4 月24日				
1 道路の種類	道道	北海道知事	堀 達 也	
2 路 線 名	美深中川線			
3 道路の区域				
区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
中川郡美深町字小車6番4 地先から中川郡美深町字小 車330番地先まで	前 後	9.00mから 25.50mまで 8.00mから 47.53mまで	6,716.00m 6,573.50m	— —

北海道告示第 777 号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月24日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 上武利丸瀬布線
- 3 道路の区域 区

変更前 後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

紋別郡丸瀬布町上武利国有
林網走西部森林管理署丸瀬
布事務所130林班ち小班地
先から紋別郡丸瀬布町上武
利395番地先まで 前 6.00mから 6.318.00m
後 15.62mから 39.80mまで 6.276.00m

北海道告示第 778 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月24日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 利別牛首別線
- 3 道路の区域 区

変更前 後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

中川郡池田町字利別東町
4番2地先から中川郡池
田町字利別東町11番1地
先まで 前 14.00mから 400.00m
後 14.00mから 28.20mまで 400.00m

北海道告示第 779 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面

の埋立てを免許した。

平成13年4月24日

北海道知事 堀 達 也

- 1 免許の年月日 平成13年4月16日
- 2 免許を受けた者 北海道電力株式会社
札幌市中央区大通東1丁目2番地
取締役社長 南山 英雄
- (1) 名 称
- (2) 住 所
- (3) 代表者の氏名

- 3 埋 立 区 域
- (1) 位 置

[全工区] 古宇郡泊村大字堀株村759番並びに字へロカルウス790番及び793番地先の公有水面
[第1工区] 古宇郡泊村大字堀株村759番並びに字へロカルウス790番及び793番地先の公有水面
[第2工区] 古宇郡泊村大字堀株村字へロカルウス790番地先の公有水面

- (2) 区 域

[全工区]

次の各地点をその掲げる順序により順次に直線で結んだ線及び①の地点と④の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域から岩礁部を除いた区域

①の地点

国土交通省国土地理院二等三角点堀株（北緯43度02分07.596秒、東経140度31分34.262秒）から方向角204度36分28秒の方向586.539mの地点（以下「基準点」という。）より方向角245度22分15秒の方向237.095mの地点

- ②の地点 ①の地点から方向角249度31分18秒の方向101.980mの地点
- ③の地点 ②の地点から方向角339度31分18秒の方向2.817mの地点
- ④の地点 ③の地点から方向角249度31分18秒の方向99.453mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から方向角159度31分18秒の方向5.970mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から方向角249度31分18秒の方向132.300mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から方向角159度31分18秒の方向2.000mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から方向角249度31分18秒の方向21.515mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から方向角239度31分18秒の方向12.000mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から方向角329度31分18秒の方向231.271mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から方向角329度31分18秒の方向69.845mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から方向角0度31分18秒の方向14.000mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から方向角30度01分18秒の方向7.750mの地点

第1256号

北海道 北

- ⑭の地点 ⑬の地点から方向角97度26分54秒の方向36.279 mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から方向角30度01分18秒の方向12.147 mの地点
- ⑯の地点 ⑬の地点から方向角322度35分42秒の方向36.279 mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から方向角30度01分18秒の方向5.206 mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から方向角149度31分18秒の方向72.922 mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から方向角90度31分18秒の方向51.366 mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から方向角0度31分18秒の方向0.800 mの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から方向角90度31分18秒の方向100.000 mの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から方向角180度31分18秒の方向2.625 mの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から方向角90度31分18秒の方向81.533 mの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から方向角90度31分18秒の方向9.607 mの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から方向角131度35分28秒の方向48.319 mの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から方向角170度04分35秒の方向0.549 mの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から方向角107度26分34秒の方向0.836 mの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から方向角131度35分28秒の方向12.607 mの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から方向角157度57分27秒の方向5.435 mの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から方向角135度51分11秒の方向6.005 mの地点
- ㉛の地点 ㉛の地点から方向角148度06分01秒の方向6.140 mの地点
- ㉜の地点 ㉜の地点から方向角145度01分49秒の方向8.080 mの地点
- ㉝の地点 ㉝の地点から方向角219度38分51秒の方向5.562 mの地点
- ㉞の地点 ㉞の地点から方向角160度55分48秒の方向5.784 mの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から方向角111度53分32秒の方向5.630 mの地点
- ㊱の地点 ㊱の地点から方向角90度04分06秒の方向16.837 mの地点
- ㊲の地点 ㊲の地点から方向角52度24分18秒の方向2.236 mの地点
- ㊳の地点 ㊳の地点から方向角88度17分48秒の方向8.612 mの地点
- ㊴の地点 ㊴の地点から方向角93度29分34秒の方向5.098 mの地点
- ㊵の地点 ㊵の地点から方向角85度01分00秒の方向3.235 mの地点
- ㊶の地点 ㊶の地点から方向角30度56分43秒の方向1.058 mの地点
- ㊷の地点 ㊷の地点から方向角90度25分57秒の方向4.088 mの地点
- ㊸の地点 ㊸の地点から方向角125度33分22秒の方向0.399 mの地点
- ㊹の地点 ㊹の地点から方向角76度58分40秒の方向0.986 mの地点
- ㊺の地点 ㊺の地点から方向角90度25分57秒の方向11.198 mの地点
- ㊻の地点 ㊻の地点から方向角108度26分06秒の方向33.204 mの地点
- ㊼の地点 ㊼の地点から方向角120度21分51秒の方向22.948 mの地点

- ②⑨の地点 ②⑨の地点から方向角136度16分23秒の方向22.279 mの地点
- [第1工区] 次の各地点をその掲げる順序により順次に直線で結んだ線及び①の地点と②⑨の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域から岩礁部を除いた区域
- ①の地点 基準点から方向角245度22分15秒の方向237.095 mの地点
- ②の地点 ①の地点から方向角249度31分18秒の方向101.980 mの地点
- ③の地点 ②の地点から方向角339度31分18秒の方向2.817 mの地点
- ④の地点 ③の地点から方向角249度31分18秒の方向99.453 mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から方向角159度31分18秒の方向5.970 mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から方向角249度31分18秒の方向132.300 mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から方向角159度31分18秒の方向2.000 mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から方向角249度31分18秒の方向21.515 mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から方向角239度31分18秒の方向12.000 mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から方向角329度31分18秒の方向231.271 mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から方向角59度31分18秒の方向53.302 mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から方向角329度31分18秒の方向35.000 mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から方向角90度31分18秒の方向51.366 mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から方向角0度31分18秒の方向0.800 mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から方向角90度31分18秒の方向100.000 mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から方向角180度31分18秒の方向2.625 mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から方向角90度31分18秒の方向81.533 mの地点
- ⑱の地点 ⑱の地点から方向角90度31分18秒の方向9.607 mの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から方向角131度35分28秒の方向48.319 mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から方向角170度04分35秒の方向0.549 mの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から方向角107度26分34秒の方向0.836 mの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から方向角131度35分28秒の方向12.607 mの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から方向角157度57分27秒の方向5.435 mの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から方向角135度51分11秒の方向6.005 mの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から方向角148度06分01秒の方向6.140 mの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から方向角145度01分49秒の方向8.080 mの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から方向角90度25分57秒の方向4.088 mの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から方向角125度33分22秒の方向0.399 mの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から方向角76度58分40秒の方向0.986 mの地点
- ㉚の地点 ㉚の地点から方向角90度25分57秒の方向11.198 mの地点
- ㉛の地点 ㉛の地点から方向角108度26分06秒の方向33.204 mの地点
- ㉜の地点 ㉜の地点から方向角120度21分51秒の方向22.948 mの地点

⑩の地点 基準点から方向角267度03分15秒の方向67.5、057 mの地点
⑪の地点 ⑩の地点から方向角329度31分18秒の方向69、845 mの地点
⑫の地点 ⑪の地点から方向角0度31分18秒の方向14、000 mの地点
⑬の地点 ⑫の地点から方向角30度01分18秒の方向7、750 mの地点
⑭の地点 ⑬の地点から方向角97度26分54秒の方向36、279 mの地点
⑮の地点 ⑭の地点から方向角30度01分18秒の方向12、147 mの地点
⑯の地点 ⑮の地点から方向角322度35分42秒の方向36、279 mの地点
⑰の地点 ⑯の地点から方向角30度01分18秒の方向5、206 mの地点
⑱の地点 ⑰の地点から方向角149度31分18秒の方向72、922 mの地点
⑳の地点 ⑱の地点から方向角149度31分18秒の方向35、000 mの地点

(1) 位置

古宇郡泊村大字堀株村95番3、95番14、95番15、95番16、680番1、

番、739番、740番、741番、742番、743番、744番、745番、746番、747番、748番、749番、750番、751番、752番、753番、754番、755番、756番、757番、758番、759番、760番、761番、762番、776番、780番、781番及び787番並びに字へロカルクス上26番1、91番1、91番2、91番3、91番4、91番7、91番8、91番11、91番12、91番13、91番14、91番15、91番18、91番19、92番1、92番4、92番13、92番17、92番18、93番2、93番3、94番1、94番2、94番3、94番4、94番5、94番7、94番8、94番9、94番10、95番1、95番2、95番6、95番13、96番2、96番3、96番7、143番、144番、145番、191番1、191番2、197番1、197番2、549番、646番、788番、789番、790番、792番、793番、794番及び795番並びに字へルカルクス557番並びに字へロカルクス233番4及び233番5並びに字へロカルクス10番1、16番2、93番4及びロ16番1並びに字へロカル白山10番2、10番3、10番4、77番2、77番3、78番3、78番4、78番5、78番6、78番7、78番8、78番9、78番10、78番11、91番9、91番10、91番16、91番17、92番2、92番3、92番5、92番6、92番7、92番8、92番9、92番10、92番11、92番12、92番14、92番15、92番16、92番19、92番20、92番21、92番22、ロ77番1及びロ81番3並びに字へロカルクス山ノ上1番4、2番6、4番2、4番7、4番10、4番11、540番、551番1、551番2、551番3、551番4、552番1、552番2、552番3、554番1、554番2、554番3及び555番2並びに字へロカル白山ノ上107番、ロ79番4及びロ80番並びに字へロカルクス山ノ上142番、539番1、539番2、539番3、539番4、539番5、539番6、539番7、539番8、539番9、539番10、541番1、541番2、542番、543番、544番1、553番、619番1及び619番2並びに字へルカルクス山ノ上244番並びに字へロカラウス山ノ上3番4並びに字へロカル白山ノ上619番3、619番4、619番5、619番6、619番7、619番8、619番9、619番10、619番11、619番12、619番13、619番15、619番16、619番17、619番18、619番19、619番20、619番21、619番22、619番23、619番24、619番25、619番26、619番27、619番28、619番29、619番30、619番31、619番32、619番33、619番34、619番35及び619番36並びに字山ノ上12番1、15番1、15番2、33番3、34番、36番1、47番、57番1、198番1、198番2、198番3、198番4、199番1、199番2、199番3、218番1、218番2、218番3、218番4、218番6、218番7、218番10、219番1、219番3、219番

4、225番、233番1、233番8、245番、246番、532番、585番3及び口48番並びに字山の土218番5、233番3及びび233番6並びに字砂崎1番2、2番10、79番1、79番4、79番5、79番9、214番1、214番2及び214番3並びに字稲穂崎35番1、40番1、40番2及び40番3並びに字昆布島87番3、87番4、88番2、88番3、88番4、89番2、89番3及びび89番4並びに字坂ノ上208番1、208番2、208番3、209番1及びび209番2並びに字茶津213番2並びに字北山ノ上249番、250番及びび535番並びに字茶津山ノ上624番、625番1、625番2及びび625番7並びに字稲穂崎山ノ上227番及びび228番並びに古宇都泊村大字堀株村759番、761番及びび762番並びに字ヘロカルウス96番3、788番、789番、790番、792番、793番及びび795番並びに字稲穂崎40番2地先 [第1工区] 全工区に同じ [第2工区] 全工区に同じ		(2) 区 域 [全工区] 全工区に同じ 次の各地点をその掲げる順序により順次に直線で結んだ線及び㉠の地点と㉡の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域 基準点から方向角220度36分44秒の方向239.781mの地点 ㉠の地点から方向角195度19分48秒の方向316.159mの地点 ㉡の地点から方向角249度31分18秒の方向502.714mの地点 ㉢の地点から方向角329度31分18秒の方向98.267mの地点 ㉣の地点から方向角236度45分35秒の方向619.364mの地点 ㉤の地点から方向角326度45分35秒の方向719.628mの地点 ㉥の地点から方向角12度37分30秒の方向1,422.230mの地点 ㉦の地点から方向角113度57分00秒の方向469.720mの地点 ㉧の地点から方向角87度36分38秒の方向174.800mの地点 ㉨の地点から方向角110度22分47秒の方向121.324mの地点 ㉩の地点から方向角121度16分28秒の方向151.623mの地点 ㉪の地点から方向角74度06分11秒の方向259.191mの地点 ㉫の地点から方向角92度35分17秒の方向208.623mの地点 ㉬の地点から方向角37度30分54秒の方向156.330mの地点 ㉭の地点から方向角141度04分24秒の方向233.318mの地点 ㉮の地点から方向角185度41分38秒の方向91.120mの地点 ㉯の地点から方向角191度25分56秒の方向53.430mの地点 ㉰の地点から方向角189度48分48秒の方向3.755mの地点	
5 埋立地の用途 電気事業用地		5 埋立地の用途 電気事業用地	
北海道告示第780号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成13年4月24日		北海道告示第780号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成13年4月24日	
都 市 計 画 の 種 類 帯広圏都市計画地区計画（西24条地区） 帯 広 市 帯広圏都市計画地区計画（西13条やまと地区） 帯 広 市 帯広圏都市計画地区計画（西2条豊成地区） 帯 広 市 帯広圏都市計画地区計画（稲田町西3線地区） 帯 広 市 帯広圏都市計画その他の処理施設 帯 広 市 苫小牧圏都市計画病院 苫小牧市		北海道知事 堀 達 也 帯広圏都市計画地区計画（西24条地区） 帯 広 市 帯広圏都市計画地区計画（西13条やまと地区） 帯 広 市 帯広圏都市計画地区計画（西2条豊成地区） 帯 広 市 帯広圏都市計画地区計画（稲田町西3線地区） 帯 広 市 帯広圏都市計画その他の処理施設 帯 広 市 苫小牧圏都市計画病院 苫小牧市	
北海道告示第781号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成13年4月24日		北海道知事 堀 達 也 帯広圏都市計画地区計画（西24条地区） 帯 広 市 帯広圏都市計画地区計画（西13条やまと地区） 帯 広 市 帯広圏都市計画地区計画（西2条豊成地区） 帯 広 市 帯広圏都市計画地区計画（稲田町西3線地区） 帯 広 市 帯広圏都市計画その他の処理施設 帯 広 市 苫小牧圏都市計画病院 苫小牧市	
都 市 計 画 の 種 類 釧路圏都市計画用途地域 釧 路 市 釧路圏都市計画地区計画（昭和中央地区） 釧 路 市		北海道知事 堀 達 也 釧路圏都市計画用途地域 釧 路 市 釧路圏都市計画地区計画（昭和中央地区） 釧 路 市	

釧路圏都市計画地区計画（昭和シルバータウン地区）	釧路市
苫小牧圏都市計画用途地域	苫小牧市
苫小牧圏都市計画地区計画（錦西ニュータウン地区）	苫小牧市
苫小牧圏都市計画道路	苫小牧市
苫小牧圏都市計画下水道	苫小牧市
千歳恵庭圏都市計画用途地域	千歳市
千歳恵庭圏都市計画地区計画（勇舞地区）	千歳市
千歳恵庭圏都市計画道路	千歳市
千歳恵庭圏都市計画下水道	千歳市
帯広圏都市計画地区計画（西陵北地区）	帯広市
帯広圏都市計画用途地域	帯広市
帯広圏都市計画下水道	帯広市
旭川圏都市計画道路	旭川市
旭川圏都市計画公園	旭川市
北見都市計画用途地域	北見市
北見都市計画道路	北見市
足寄都市計画道路	足寄町
足寄都市計画下水道	足寄町

北海道告示第782号
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成13年4月24日

北海道知事 堀 達 也

1 組合の名称	新十津川町文京士地区画整理組合
2 事業所の所在地	樺戸郡新十津川町字中央17番地7
3 事業施行期間	平成9年3月21日から平成17年3月31日まで
4 施行地区	樺戸郡新十津川町字中央及び字弥生
5 設立認可年月日	平成9年3月12日
6 変更の内容	役員に関する規定の変更
7 変更認可年月日	平成13年4月13日

北海道告示第783号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成13年4月24日	北海道知事 堀 達 也
1(1) 施行者の名称	恵庭市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	千歳恵庭圏都市計画公園事業 2・2・262号 黄金1号街区公園
(3) 事業の施行期間	平成13年4月24日から平成16年3月31日まで
(4) 事業地	恵庭市戸磯地内
ア 収用の部分	なし
イ 使用の部分	なし
2(1) 施行者の名称	恵庭市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	千歳恵庭圏都市計画公園事業 2・2・265号 黄金4号街区公園
(3) 事業の施行期間	平成13年4月24日から平成16年3月31日まで
(4) 事業地	恵庭市黄金町地内
ア 収用の部分	なし
イ 使用の部分	なし

3(1) 施行者の名称	千歳市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	千歳恵庭圏都市計画公園事業 3・3・13号勇舞公園
(3) 事業の施行期間	平成13年4月24日から平成20年3月31日まで
(4) 事業地	千歳市北信濃地内
ア 収用の部分	なし
イ 使用の部分	なし
4(1) 施行者の名称	北広島市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画公園事業 3・3・358号輪厚公園
(3) 事業の施行期間	平成13年4月24日から平成18年3月31日まで
(4) 事業地	北広島市希望ヶ丘5丁目地内
ア 収用の部分	なし
イ 使用の部分	なし
5(1) 施行者の名称	旭川市

第1256号

報 告 員 北 興

(2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画公園事業 4・4・7号 永山中央公園 (3) 事業の施行期間 平成13年4月24日から平成18年3月31日まで (4) 事業地 なし イ 収用の部分 旭川市永山6条17丁目及び永山6条18丁目地内	(2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画公園事業 6・5・2号 東光スポーツ公園 (3) 事業の施行期間 平成13年4月24日から平成23年3月31日まで (4) 事業地 旭川市東光21条7丁目から8丁目、22条7丁目から9丁目、23条7丁目から9丁目、24条7丁目から9丁目、25条7丁目から9丁目、26条7丁目から9丁目、27条8丁目地内 イ 収用の部分 旭川市東光26条7丁目地内
6(1) 施行者の名称 江別市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画公園事業 5・4・101号 泉の沼公園 (3) 事業の施行期間 平成13年4月24日から平成15年3月31日まで (4) 事業地 江別市東光町地内 ア 収用の部分 なし イ 使用の部分 なし	10(1) 施行者の名称 旭川市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画公園事業 2・2・255号 宮前あさひ公園 (3) 事業の施行期間 平成13年4月24日から平成15年3月31日まで (4) 事業地 旭川市宮前通東地内 ア 収用の部分 なし イ 使用の部分 なし
7(1) 施行者の名称 帯広市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画緑地事業 32号 光南緑地 (3) 事業の施行期間 平成13年4月24日から平成19年3月31日まで (4) 事業地 帯広市東4条南17丁目、東5条南17丁目、東5条南18丁目、東5条南19丁目、東7条南19丁目、東8条南19丁目及び東8条南20丁目地内 ア 収用の部分 なし イ 使用の部分 なし	11(1) 施行者の名称 旭川市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画公園事業 2・2・256号 宮前のぞみ公園 (3) 事業の施行期間 平成13年4月24日から平成14年3月31日まで (4) 事業地 旭川市宮前通東地内 ア 収用の部分 なし イ 使用の部分 なし
8(1) 施行者の名称 富良野市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 富良野都市計画緑地事業 4号 金満緑地公園 (3) 事業の施行期間 平成13年4月24日から平成16年3月31日まで (4) 事業地 なし ア 収用の部分 富良野市字信濃沢地内 イ 使用の部分 なし	12(1) 施行者の名称 音更町 (2) 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画公園事業 2・2・221号 ひびき野仲公園 (3) 事業の施行期間 平成13年4月24日から平成14年3月31日まで (4) 事業地 河東郡音更町宝来南1条3丁目及び4丁目地内 ア 収用の部分 なし イ 使用の部分 なし
9(1) 施行者の名称 旭川市	13(1) 施行者の名称 美瑛町

13(2) 都市計画事業の種類及び名称 13(3) 事業の施行期間 13(4) 事業地 ア 収用の部分 イ 使用の部分	美瑛都市計画公園事業 3・3・1号 鉄西公園	
	平成13年4月24日から平成15年3月31日まで	
	上川郡美瑛町北町2丁目地内	
	なし	
	14(1) 施行者の名称 14(2) 都市計画事業の種類及び名称 14(3) 事業の施行期間 14(4) 事業地 ア 収用の部分 イ 使用の部分	苫小牧市 苫小牧圏都市計画公園事業 3・3・32号 新栄公園 平成13年4月24日から平成17年3月31日まで 苫小牧市字沼ノ端地内 なし
	15(1) 施行者の名称 15(2) 都市計画事業の種類及び名称 15(3) 事業の施行期間 15(4) 事業地 ア 収用の部分 イ 使用の部分	苫小牧市 苫小牧圏都市計画公園事業 2・2・188号 沼ノ端北9号公園 平成13年4月24日から平成14年3月31日まで 苫小牧市字沼ノ端地内 なし
	16(1) 施行者の名称 16(2) 都市計画事業の種類及び名称 16(3) 事業の施行期間 16(4) 事業地 ア 収用の部分 イ 使用の部分	苫小牧市 苫小牧圏都市計画公園事業 2・2・185号 沼ノ端北6号公園 平成13年4月24日から平成14年3月31日まで 苫小牧市字沼ノ端地内 なし
	17(1) 施行者の名称 17(2) 都市計画事業の種類及び名称 17(3) 事業の施行期間	札幌市 札幌圏都市計画公園事業 3・3・141号 上野幌西公園 平成13年4月24日から平成14年3月31日まで
	18(4) 事業地 ア 収用の部分 イ 使用の部分	札幌市厚別区上野幌3条2丁目地内 なし
	18(1) 施行者の名称 18(2) 都市計画事業の種類及び名称 18(3) 事業の施行期間 18(4) 事業地 ア 収用の部分 イ 使用の部分	札幌市 札幌圏都市計画公園事業 4・4・25号 東さつばる中央公園 平成13年4月24日から平成17年3月31日まで 札幌市白石区中央1条1丁目及び東札幌6条1丁目地内 なし
19(1) 施行者の名称 19(2) 都市計画事業の種類及び名称 19(3) 事業の施行期間 19(4) 事業地 ア 収用の部分 イ 使用の部分	札幌市 札幌圏都市計画公園事業 2・2・925号 屯田春の風公園 平成13年4月24日から平成14年3月31日まで	
	札幌市北区屯田町地内 なし	
	20(1) 施行者の名称 20(2) 都市計画事業の種類及び名称 20(3) 事業の施行期間 20(4) 事業地 ア 収用の部分 イ 使用の部分	美幌町 美幌都市計画公園事業 6・5・1号 柏ヶ丘公園 平成13年4月24日から平成18年3月31日まで
	網走郡美幌町字大通南5丁目、字西1条南5丁目、字西2条南5丁目及び字野崎地内 網走郡美幌町字西2条南4丁目、字西2条南5丁目、字野崎及び字元町地内	
	北海道告示第784号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成13年4月24日	
	北海道知事 堀 達 也	
	14(1) 施行者の名称 14(2) 都市計画事業の種類及び名称 14(3) 事業の施行期間 14(4) 事業地 ア 収用の部分 イ 使用の部分	苫小牧市 苫小牧圏都市計画公園事業 3・3・32号 新栄公園 平成13年4月24日から平成17年3月31日まで 苫小牧市字沼ノ端地内 なし
	15(1) 施行者の名称 15(2) 都市計画事業の種類及び名称 15(3) 事業の施行期間 15(4) 事業地 ア 収用の部分 イ 使用の部分	苫小牧市 苫小牧圏都市計画公園事業 2・2・188号 沼ノ端北9号公園 平成13年4月24日から平成14年3月31日まで 苫小牧市字沼ノ端地内 なし
	16(1) 施行者の名称 16(2) 都市計画事業の種類及び名称 16(3) 事業の施行期間 16(4) 事業地 ア 収用の部分 イ 使用の部分	苫小牧市 苫小牧圏都市計画公園事業 2・2・185号 沼ノ端北6号公園 平成13年4月24日から平成14年3月31日まで 苫小牧市字沼ノ端地内 なし
	17(1) 施行者の名称 17(2) 都市計画事業の種類及び名称 17(3) 事業の施行期間	札幌市 札幌圏都市計画公園事業 3・3・141号 上野幌西公園 平成13年4月24日から平成14年3月31日まで

第 1 2 5 6 号

公 報 道 北

北海道告示第 785 号 過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第15号）第14条の 2 第 1 項の規定による公共下水道の工事の一部を次のとおり完了した。 平成13年 4月24日	1(1) 施行者の名称 (2) 都市計画事業の種類及び名称 (3) 事業の施行期間 (4) 事業 地 ア 収用の部分 イ 使用の部分	苫小牧市 苫小牧園都市計画公園事業 6・6・1号 緑ヶ丘公園 昭和47年 6月27日から平成20年 3月31日まで 平成 6年北海道告示第264号の事業地のうち苫小牧市清水町 1丁目及び字高丘地内において事業地を変更する。 変更なし
	2(1) 施行者の名称 (2) 都市計画事業の種類及び名称 (3) 事業の施行期間 (4) 事業 地 ア 収用の部分 イ 使用の部分	旭川市 旭川圏都市計画緑地事業 1号 石狩川水系緑地 平成 4年 4月24日から平成18年 3月31日まで 変更なし 平成10年北海道告示第1136号の事業地に、旭川市曙 1条 8丁目、曙 2条 8丁目、曙 3条 7丁目、東鷹栖 1線11号及び東鷹栖東 3条 1丁目から 3丁目地内河川敷地を加える。
	3(1) 公共下水道の名称 (2) 工事内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	留寿都村特定環境保全公共下水道 幹線管渠 虻田郡留寿都村字留寿都98番地15地先から62番地 4地先及び75番地地先から 237番地13地先まで 平成13年 2月 8日
	4(1) 公共下水道の名称 (2) 工事内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	古平町公共下水道 幹線管渠 古平郡古平町大字浜町478番地 6地先から122番地 3地先及び大字沢江町414番地 2地先から87番地 2地先まで 平成13年 3月29日
北海道告示第 785 号 過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第15号）第14条の 2 第 1 項の規定による公共下水道の工事の一部を次のとおり完了した。 平成13年 4月24日	2(1) 施行者の名称 (2) 都市計画事業の種類及び名称 (3) 事業の施行期間 (4) 事業 地 ア 収用の部分 イ 使用の部分	旭川市 旭川圏都市計画緑地事業 1号 石狩川水系緑地 平成 4年 4月24日から平成18年 3月31日まで 変更なし 平成10年北海道告示第1136号の事業地に、旭川市曙 1条 8丁目、曙 2条 8丁目、曙 3条 7丁目、東鷹栖 1線11号及び東鷹栖東 3条 1丁目から 3丁目地内河川敷地を加える。
	3(1) 公共下水道の名称 (2) 工事内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	留寿都村特定環境保全公共下水道 幹線管渠 虻田郡留寿都村字留寿都98番地15地先から62番地 4地先及び75番地地先から 237番地13地先まで 平成13年 2月 8日
	4(1) 公共下水道の名称 (2) 工事内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	古平町公共下水道 幹線管渠 古平郡古平町大字浜町478番地 6地先から122番地 3地先及び大字沢江町414番地 2地先から87番地 2地先まで 平成13年 3月29日
	5(1) 公共下水道の名称 (2) 工事内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	奥尻町特定環境保全公共下水道 幹線管渠 奥尻郡奥尻町字球浦無番地（奥尻港公園地先）から47番地 1号、字奥尻766番地 4号から 6号、無番地（民宿なべつる地先）から 250番地1号、35番地 8号から40番地 1号及び578番地 2号から 597番地まで 平成13年 3月31日
北海道告示第 785 号 過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第15号）第14条の 2 第 1 項の規定による公共下水道の工事の一部を次のとおり完了した。 平成13年 4月24日	6(1) 公共下水道の名称 (2) 工事内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	大成町特定環境保全公共下水道 幹線管渠 久遠郡大成町字久遠28番地先から字都 4番地の 3地先及び字都331番地先から52番地の 2地先まで 平成13年 3月21日
	7(1) 公共下水道の名称 (2) 工事内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	豊富町特定環境保全公共下水道 幹線管渠 天塩郡豊富町字上サロベツ2551番地 1地先から 2009番地 6地先まで 天塩郡豊富町字上サロベツ2009番地 6地先 平成13年 3月15日
	8(1) 公共下水道の名称	利尻町特定環境保全公共下水道 平成13年 3月28日
	2(1) 公共下水道の名称 (2) 工事内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	共和町特定環境保全公共下水道 幹線管渠 岩内郡共和町南幌似251 - 1 から 41 - 1、41 - 1 から 150 - 23 及び 150 - 23 から 151 - 2 まで 平成13年 3月28日

(2) 工事の内容及び工事の区域又は区間	幹線管渠 ^{幹線管渠}	利尻郡利尻町沓形字種富町107番地地先から102番地地先、字日出町61番地1地先から字緑町12番地地先、字泉町105番地2地先から68番地7地先及び字神居7番地9地先から27番地2地先まで
	(3) 工事の完了の日	平成13年1月15日
	9(1) 公共下水道の名称	利尻富士町特定環境保全公共下水道
(2) 工事の内容及び工事の区域又は区間	幹線管渠 ^{幹線管渠}	利尻郡利尻富士町鷺泊字米町282番地7地先から152番地地先、字富士野3番地1地先から1番地2地先、1番地2地先から20番地1地先、55番地3地先から字富士岬107番地地先及び字富士岬264番地6地先から字本泊70番地2地先まで
	(3) 工事の完了の日	平成13年1月31日
	北海道告示第786号 過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定による公共下水道の工事を次のとおり完了した。 平成13年4月24日	
1(1) 公共下水道の名称	北海道知事 堀 達也	
	(2) 工事の内容及び工事の区域又は区間	寿都町特定環境保全公共下水道 中継ポンプ場 寿都郡寿都町字大磯町20番地2、51番地1地先、字六条町77番地1地先
	(3) 工事の完了の日	平成13年3月14日
2(1) 公共下水道の名称	喜茂別町特定環境保全公共下水道	
	(2) 工事の内容及び工事の区域又は区間	幹線管渠 ^{幹線管渠} 虻田郡喜茂別町字留産126番地1地先から388番地1地先、字喜茂別1番地16地先から16番地30地先及び250番地2地先から248番地5地先まで
	(3) 工事の完了の日	平成13年3月16日
(3) 工事の完了の日	中継ポンプ場 虻田郡喜茂別町字喜茂別328番地8地先 処 理 場 虻田郡喜茂別町字留産126番地1地先	
	平成13年3月16日	
	平成13年3月16日	

3(1) 公共下水道の名称	知内町特定環境保全公共下水道
(2) 工事の内容及び工事の区域又は区間	上磯郡知内町字元町38番143地先から35番24地先、35番77地先から12番120地先及び143番10地先から12番83地先まで
(3) 工事の完了の日	平成13年3月13日

公 報	
水産業改良普及員資格試験を次のとおり実施する。 平成13年4月24日	
1 試験の期日及び場所	北海道知事 堀 達也
(1) 試験の期日	平成13年6月25日（月） 午前9時
口 述 試 験	午後1時40分
(2) 試験の場所	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤レンガ庁舎 2階4号会議室
2 試験の方法	試験は、筆記試験及び口述試験とする。
(1) 筆記試験	筆記試験は、必須科目2科目及び選択科目のうちから受験者が選択する2科目について行う。
必須科目	漁業経営 教育方法
選択科目	漁労（漁具・漁法・水産土木）漁業資源（漁場・資源）水産製造（漁獲物処理・加工製造）水産増殖（水産生物・増殖・水族病理）
(2) 口 述 試 験	口述試験は、社会常識その他水産業改良普及員として必要な能力について行う。
3 受 験 資 格	試験は、次のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）による大学、独立行政法人	

水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、法による高等専門学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は旧農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校において、水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済若しくは経営に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成14年3月に卒業見込みの者

(2) 法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程（昭和26年文部省令第13号）による資格検定に合格した者で、卒業又は資格検定合格後、この試験の期日までに次のアからウまでの職務のいずれかに従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の水産業に関する試験研究機関における試験研究

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する技術についての普及又は指導

ウ 法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における水産業に関する教育
4 受 験 願 書 試験を受けようとする者は、受験願書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出すること。

(1) 履歴書（別記第2号様式）
(2) 写真2枚（4 cm × 3 cmの大きさで最近6か月以内に撮影した正面、上半身、無帽のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自書すること。）

(3) 最終学校卒業証明書、卒業見込み証明書又は資格検定合格証明書

(4) 3の(2)に該当する者にあつては、3の(2)のアからウまでの職務に従事した期間についての在職期間証明書（別記第3号様式）

(5) 身体検査書

5 受験願書の受付期間 平成13年5月14日（月）から28日（月）まで（消印有効）

6 受験願書の提出方法 北海道水産林務部企画調整課（郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目）あてに提出（送付）すること。

7 受験票の交付 受験願書を受理し、受験資格があると認めたときは、試験期日の前日までに受験票を送付する。

8 合格の公表及び合格証書 試験実施後1か月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

9 不正行為に対する処分 試験に関し不正の行為をした者又は受験願書その他の提出書類に虚偽の記載をした者については、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

10 合格者の資格 この試験の合格者は、北海道の水産業改良普及員として任

用される資格を有する。

11 その他
(1) この試験について不明な点は、北海道水産林務部企画調整課又は最寄りの各支庁の水産主務課に照会すること。

(2) 提出する書類は、日本工業規格A4判とし、左とじとすること。

別記第1号様式

受験願書

年月日

北海道知事様

本籍 住所 電話番号
現住所 (郵便番号) 氏名 (フリガナ) 印

年月日

水産業改良普及員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

記

筆記試験選択科目

別記第2号様式

履歴書

本籍 住所 氏名

年月日

学歴 職歴 免許・資格 賞罰

以上のとおり相違ありません。

年月日

氏名

印

別記第3号様式

在 職 期 間 証 明 書

職 名
氏 名

- 試験研究に従事した期間、勤務場所及び勤務内容
- 普及指導に従事した期間、勤務場所及び勤務内容
- 教育に従事した期間、勤務場所及び勤務内容

以上のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所 属 長 職 名
氏 名

印

道 道 拓 記 念 館 告 示

北海道開拓記念館告示第4号

次のとおり一般競争入札の落札者を決定した。

平成13年4月24日

北海道開拓記念館長 吉 田 和 夫

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道開拓記念館清掃業務 一式
- 落札を決定した日
平成13年3月28日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 クリッネスジャパン株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区南2条東4丁目6番1
- 落札金額
15,498,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成13年北海道開拓記念館告示第2号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道開拓記念館 総務部総務課

- (2) 所在地 札幌市厚別区厚別町小野幌53の2

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、北海道企業局工業用水道料金の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの期間における料金の収納事務の一部を次の者に委託した。

平成13年4月24日

北海道公営企業管理者 西 川 昌 利

- 受託者の名称 株式会社北海道電子計算センター
- 所 在 地 札幌市中央区南1条西10丁目2番地

道 教 育 庁 渡 島 教 育 局 告 示

北海道教育庁渡島教育局告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年4月24日

北海道教育庁渡島教育局長 高 橋 修

- 資格及び調達をする物品等の種類
平成13年度において北海道教育庁渡島教育局が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
(1) 契 約 平成13年4月24日に一般競争入札の公告を行う北海道教育庁渡島教育局の情報処理教育機器用機の賃貸借契約
(2) 資 格 北海道教育庁渡島教育局の情報処理教育機器用機の賃貸借の資格
(3) 物 品 等 の 種 類 北海道教育庁渡島教育局の情報処理教育機器用機
- 資 格 の 要 件
次のいずれにも該当すること。
(1) 政令第167条の4の第1項に規定する者でないこと。
(2) 政令第167条の4の第2項の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

第 1 2 5 6 号

報 告 公 開 申 請 北

4 平成13年4月1日現在において引き続き2年以上の情報処理教育機器用機の賃貸借に関する営業を行っていること。 5 道税を滞納していないこと。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成13年4月24日から5月8日までの間にしなければならない。 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課学校管理係 イ 提出先の所在地 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間	
--	--

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可・免許・登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 	北海道教育庁渡島教育局告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成13年4月24日 北海道教育庁渡島教育局長 高 橋 修 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価） 情報処理教育機器用機 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による (3) 納入期日 平成13年6月1日 (4) 納入場所 北海道函館工業高等学校 北海道木古内高等学校（2か所） 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道教育庁渡島教育局告示第2号に規定する北海道教育庁渡島教育局の情報処理教育機器用機の賃貸借の資格を有すること。 (2) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載した要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(2)に掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。 ア 申請の時期 平成13年4月24日から5月8日 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
--	---

ウ	申請書類の提出先	郵便番号 041 - 8557 函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117
(2)	審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	
4	契約条項を示す場所	函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課
5	入札執行の場所及び日時	
(1)	入 札 場 所	函館市美原 4 丁目 6 番16号
(2)	入 札 日 時	渡島合同庁舎 4 階403号会議室 平成13年 5 月11 日 午前11時
(3)	開 札 場 所	(1)に同じ。
(4)	開 札 日 時	(2)に同じ。
6	入 札 保 証 金	
	入札保証金は、免除する。	
7	入札説明書の交付に関する事項	
(1)	交 付 場 所	函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117
(2)	交 付 方 法	(1)の場所で交付する。
8	落 札 者 の 決 定 方 法	
	財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格（ 1 月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（ 1 月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。	
9	契 約 書 作 成 の 要 否	
10	そ の 他	
(1)	開札の時に於いて、 2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2)	入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い	
ア	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 041 - 8557 函館市美原 4 丁目 6 番16号
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 3117

(3) この入札の執行は、公開する。

(4) 詳細は、入札説明書による。

投票事務担当課長

北海道選挙管理委員会告示第50号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成13年 4 月24日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

「旭川十条病院 同 北海道選挙管理委員会委員 10条通21丁目 2 番地11 平元. 2.28

旭川高砂台病院 同 高砂台 1 丁目161、162、 平元. 2.28

163 - 1・2、165 - 1・ 及び

2・3

旭川脳神経外科病院 同 9条通18丁目24の497 57.12. 8」

「石田病院 同 1条通10丁目右10号 同 」を削り、

「同 元生会森山 同 旭町 2 条 1 丁目31番地 同

メモリアル病院

室蘭市寿町 1 丁目 5 の 2 57.12. 8 を

医療法人社団医修会

大川原脳神経外科病

院

「同 元生会森山 同 旭町 2 条 1 丁目31番地 同

メモリアル病院

医療法人社団恩和会 同 高砂台 1 丁目 1 番22号 平13. 4. 16

高砂台病院

旭川十条病院 同 9条通21丁目 2 番 8 号 同

医療法人仁友会石田

病院

同 1条通10丁目右10号 同 に、

平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成13年5月11日に一般競争入札の公告を行うオフセット印刷機の賃貸借契約 (2) 資 格 オフセット印刷機の賃貸借契約の資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 オフセット印刷機の賃貸借契約 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 平成13年4月1日現在において、印刷機器の賃貸事業を営んでいること。 (6) 過去2年間ににおいて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (7) 調達物品の保守点検が可能な者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成13年4月24日から平成13年5月7日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法	
---	--

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部総務課 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資 格 の 有 効 期 間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道警察本部告示第51号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成13年4月24日 北海道警察本部長 山 田 高 廣 1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量 オフセット印刷機 1式（1月当たりの単価） (2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成13年7月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年6月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。	
--	--

第1256号

北海道庁
規則
第1256号

(4) 納入場所	契約担当者等が指定する場所
2 入札に参加する者に必要な資格	平成13年北海道警察本部告示第50号に規定する資格を有すること。
3 契約条項を示す場所	北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2237
4 入札執行の場所及び日時	(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (2) 入札日時 平成13年5月11日 午後1時30分 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。
5 入札保証金	入札保証金は、免除する。
6 郵便等による入札	郵便及び電報による入札は認めない。
7 入札説明書の交付に関する事項	(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2237
(2) 交付方法	(1)の場所で交付する。
8 落札者の決定方法	北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
9 契約書作成の要否	要
10 その他	(1) 開札のときにおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2237
(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5) この入札における入札執行は、公開で行う。
(6) 詳細は、入札説明書による。

旭川市議会
規則
第1256号

北海道情報公開条例の施行に関する檜山海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。
平成13年4月24日
檜山海区漁業調整委員会会長 大 谷 實
北海道情報公開条例の施行に関する檜山海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程
北海道情報公開条例の施行に関する檜山海区漁業調整委員会規程(平成10年5月22日公告)の一部を次のように改正する。
第8条を次のように改める。
(事業移送通知書)
第8条 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事業移送通知書によるものとする。
2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事業移送通知書によるものとする。
第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)
第9条 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。
(1) 開示請求年月日

- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書の提出先及び提出期限
- 2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。
- 3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。
- 4 条例第18条第3項の書面は、別記第10号様式の開示決定に係る通知書によるものとする。第12条の次に次の2条を加える。
- (審査会に諮問した旨の通知)
- 第13条 条例第21条の2の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

(第三者からの異議申立てを却下する場合等の通知)

第14条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の規定による書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 条例第21条の3第1号の決定をしたとき 別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書
- (2) 条例第21条の3第2号の決定をしたとき 別記第13号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第8条関係）

その1

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

檜山海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称
又は内容

2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関の担当事務局等	電話 (内線)
5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 (部 (内線) 課) 電話
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

その2

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

檜山海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称
又は内容

2 移 送 を し た 理 由	
3 移 送 を し た 日	年 月 日
4 移送をした実施機関の担当事務局等	電話 (内線)
5 移送を受けた北海道議会議長における担当課等	北海道議会事務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

(日本工業規格 A 4)

別記第 8 号様式の次に次の 5 様式を加える。

別記第 9 号様式 (第 9 条関係)

公文書の開示に係る意見照会書	
第 号	年 月 日
様	
檜山海区漁業調整委員会会長 印	
北海道情報公開条例に基づき、 年 月 日に次のとおり に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。 本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示することに對して、北海道情報公開条例第 18 条第 2 項の規定により、ご意見をお聴きしますので、別紙「公文書	

の開示決定に係る意見書」により、 年 月 日までにご返送ください。

1 公文書の名称 又は内容	
2 上記公文書に記録されている情報に関する情報の内容	
3 北海道情報公開条例第 11 条により開示をする理由	
4 意見書の提出先 (担当事務局等)	(〒 -) 電話 (内線) FAX
5 備 考	

(日本工業規格 A 4)

別紙

公文書の開示決定に係る意見書	
年 月 日	
檜山海区漁業調整委員会会長 様	
住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)	
氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)	
連絡先	電話番号
年 月 日	日付けて照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 公文書の名称 又は内容			
2 開示決定に対する 反対意思の有無		有	無
3 意見	開示されると 支障がある部分		
	開示されると 支障がある理由		

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

(日本工業規格A4)

別記第10号様式 (第9条関係)

公文書の開示決定に係る通知書	
第 号 年 月 日	様
年 月 日付けの	檜山海区漁業調整委員会会長 印
に開示する情報が記録された公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。 この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日	

から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができませんが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは に関する情報が開示されますので、御了承ください。

1 公文書の名称	
2 開示決定年月日及び 番号	年 月 日付け 第 号
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担当事務局等	電話 (内線)
6 備考	

(日本工業規格A4)

別記第11号様式 (第13条関係)

審査会諮問通知書	
第 号 年 月 日	様
年 月 日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道	檜山海区漁業調整委員会会長 印

情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1	公文書の名称	
2	不服申立ての内容	
3	諮問をした日	年 月 日
4	担当事務局等	電話 (内線)
5	備考	

(日本工業規格A4)

別記第12号様式 (第14条関係)

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 号
年 月 日

様

檜山海区漁業調整委員会会長

印

に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1	公文書の名称	
2	異議申立てに係る情報 (開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報)	
3	2に記載された情報のうち、開示する情報	
4	異議申立てに対する決定 (却下又は棄却する決定) の理由	
5	開示を実施する日	年 月 日
6	担当事務局等	電話 (内線)
7	備考	

(日本工業規格A4)

別記第13号様式 (第14条関係)

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 号
年 月 日

様

檜山海区漁業調整委員会会長

印

に関する情報が記録された公文書について、
日付け第 号で非開示 (一部開示) 決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公 文 書 の 名 称	
2 異議申立てに係る情報（非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報）のうち、 開示に関する情報	
3 2に記載された情報のうち、開示する情報	
4 異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由	
5 開示を実施する日	年 月 日
6 担 当 事 務 局 等	電話 (内線)
7 備 考	

(日本工業規格A4)

附 則
この規程は、平成13年4月24日から施行する。

根室海区漁業調整委員会
規 程

北海道情報公開条例の施行に関する根室海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成13年4月24日

根室海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎
北海道情報公開条例の施行に関する根室海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規

程

北海道情報公開条例の施行に関する根室海区漁業調整委員会規程（平成10年5月22日公告）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（事案移送通知書）

第8条 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事案移送通知書によるものとする。

2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事案移送通知書によるものとする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第9条 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。

3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第18条第3項の書面は、別記第10号様式の開示決定に係る通知書によるものとする。第12条の次に次の2条を加える。

（審査会に諮問した旨の通知）

第13条 条例第21条の2の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを却下する場合等の通知）

第14条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の規定による書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第21条の3第1号の決定をしたとき 別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

(2) 条例第21条の3第2号の決定をしたとき 別記第13号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第8条関係）

その1

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

根室海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日 開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関 の担当事務局等	電話 (内線)
5 移送を受けた実施機 関及び当該実施機関に おける担当部課等	実施機関 (部 (内線) 課)
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

その2

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

根室海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日 開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 公文書の名称 又は内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関 の担当事務局等	電話 (内線)
5 移送を受けた北海道 議会議長における担 当課等	北海道議会事務局 課
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

別記第8号様式の次に次の5様式を加える。
別記第9号様式（第9条関係）

公文書の開示に係る意見照会書

第 年 月 日

様

根室海区漁業調整委員会会長

印

北海道情報公開条例に基づき、 年 月 日に次のとおり
に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。
本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示をすることに対して、北海道情
報公開条例第18条第2項の規定により、ご意見をお聴きしますので、別紙「公文書
の開示決定に係る意見書」により、 年 月 日までにご返送ください。

1 公文書の名称 又は内容	
2 上記公文書に記録さ れている に関 する情報の内容	
3 北海道情報公開条例 第11条により開示をす る理由	
4 意見書の提出先 (担当事務局等)	(〒 -) 電話 (内線) FAX
5 備考	

(日本工業規格A4)

別紙

公文書の開示決定に係る意見書

年 月 日

根室海区漁業調整委員会会長 様

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話番号

年 月 日付けて照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 公文書の名称 又は内容		
2 開示決定に対する 反対意思の有無	有	無
3 意見	開示されると 支障がある部分	
	開示されると 支障がある理由	

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記
載してください。

(日本工業規格A4)

別記第10号様式（第9条関係）

公文書の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

根室海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けの

に関する情報が記録され

た公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。

この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは に関する情報が開示されますので、御了承ください。

1 公文書の名称	
2 開示決定年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担当事務局等	電話 (内線)
6 備考	

(日本工業規格A4)

別記第11号様式（第13条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

根室海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

1 公文書の名称	
2 不服申立ての内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 担当事務局等	電話 (内線)
5 備考	

(日本工業規格A4)

別記第12号様式（第14条関係）

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

根室海区漁業調整委員会会長

印

に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公文書の名称	
2 異議申立てに係る情報（開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	
3 2に記載された情報のうち、開示する情報	
4 異議申立てに対する決定（却下又は棄却する決定）の理由	
5 開示を実施する日	年 月 日
6 担当事務局等	電話 (内線)
7 備考	

(日本工業規格A4)

別記第13号様式（第14条関係）

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

根室海区漁業調整委員会会長

印

日付け第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 公文書の名称	
2 異議申立てに係る情報（非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報）のうち、開示する情報	
3 2に記載された情報のうち、開示する情報	
4 異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由	
5 開示を実施する日	年 月 日
6 担当事務局等	電話 (内線)
7 備考	

(日本工業規格A4)

平成十三年四月二十四日 火曜日

附 則

この規程は、平成13年4月24日から施行する。

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印 編 発

刷 集 行

富 北
士 海
ブ 道
リ 総
ン 務
ト 部
株 法
式 制
会 文
社 書
道 課